

# クリプトスポリジウム等対策指針について

7月12日に開催された水質基準逐次改正検討会で、クリプトスポリジウム等対策指針における指標菌である嫌気性芽胞菌の検査法のハンドフォード法の取り扱いについて、掲載した新聞記事のように対応することとなった。

◆ 日本水道新聞 7月15日（木）付

日本水道新聞 毎週月・木曜日発行（週2回） 2010年（平成22）

厚生省・逐次  
改正検討会

嫌気性芽胞菌検査  
培地製造が中止に

大腸菌の対応強化へ

## クリプト検査で暫定策

12日に開かれた厚生労働省の「水質基準逐次改正検討会」（12日付既報）で、クリプトスポリジウム等対策指針において原水の汚染判断に有効としている嫌気性芽胞菌の検査法の一つ、ハンドフォード改良寒天培地法の培地製造が中止される問題について、暫定対応方針を示した。ハンドフォード法は、ほとんどの事業体が採用しており、嫌気性芽胞菌の実質的な標準検査法として定着していた。暫定対応では、新たな検査法が採用されるまで、大腸菌に置き換え、その検査頻度を上げることと対策を強化する。今後、「水道における微生物問題検討会」（水道水質検査法検討会）で審議した上で、事業体に周知する予定。

クリプトスポリジウム等「気性芽胞菌の培養に関するハンドフォード法等おおよび」大腸菌を従来の3カ月から1か月以上に強化する。検査の間がかる。そこで、検査体制の混乱を避けるため、新たな検査法が採用されるまでの暫定対応を検討することとなった。対応策では、ハンドフォード法の検査が困難になった場合、ハンドフォード法以外の方法で検査を実施する。クリプトスポリジウム等の検査体制を強化することとしている。具体的には、指標菌を大腸菌のみとし、読み替え、予防対策として、従来の3カ月に1回から1回以上に強化し、レベル4およびレベル3でクリプトスポリジウム等おおよびの微生物問題検討会「大腸菌の対応強化への周知が行われる見込み」。

### 水質基準 分類見直し不要

検討会では、今年2月に開いた厚生労働省審議会生活環境水道部会で示された水質基準項目、水質管理目標設定項目の分類見直しについて、現時点で分類を見直す必要はないとの作業結果を明らかにした。平成15年度からの5カ年の水質基準項目への格上げ、水質管理目標設定項目への格下

ロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、亜鉛およびその化合物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤の計4項目、水質管理目標設定項目は、アンチモンおよびその化合物、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、亜塩素酸、二酸化塩素、農薬類、1,1-トリクロロエタン、メチル、1-ブチルエチル、1-ジクロロエチレンの計4項目。

農薬類は分類要件に即したさらなる検討が必要とされたが、分類見直しを行ってはいない。議事では、浄水水質だけでなく、原水水質の検討も必要との意見が出された。